

水道用次亜塩素酸ナトリウムの品質に「特級」を追加



日本水道協会は、水道用次亜塩素酸ナトリウムの規格を平成 22 年 1 月 1 日付で改正 (JWWA K120:2008-2) し、「特級」を最上位の品質として追加しました

次亜塩素酸ナトリウムは広く使用されている消毒剤ですが、有効塩素の減少や不純物である塩素酸の増加など、製品特性に対する認識不足や保管状態の不備から、浄水で塩素酸の水質基準を超過する事例が後を絶たないのが現状です。

今回の改正で追加される特級では、塩素酸の含有量で 1 級の 2 分の 1、臭素酸で 5 分の 1 となります。協会の調査でも、特級に相当する次亜塩素酸ナトリウムを使用した浄水場では、塩素酸が水質基準を大きく下回る結果となっているようです。

より高品質の製品を使用することが望ましいことから、協会はこの特級制定を契機に、事業者による使用を喚起し、メーカー側にはより良質な製品の供給を促す動機付けにしたいとしています。

当社は、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査業として登録があり、水道法第 20 条に基づく水質検査機関としても、厚生労働大臣登録を受けています。水質検査のことは当社へご相談下さい。

資料 2009 年 12 月 21 日付 日本水道新聞

品質検査箇所 齋藤綾美

